



## 事前確定届出給与～過去の業績に基づく役員賞与～

役員賞与は、事前確定届出給与の要件を充たせば損金の額に算入することができます。今回は、過去の職務執行期間の業績を考慮して算定された役員賞与が、事前確定届出給与に該当するか否かなどが争われた裁決をご紹介します。（令和5年2月3日非公開裁決・全部取消し・TAINSコード：F0-2-1196）

∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞

### <事案の概要>

この事案は、審査請求人（請求人）が、事前確定届出給与として所轄税務署長に提出した事前確定届出給与に関する届出書（本件各届出書）に基づき支給した給与の額（本件各役員給与）及び請求人が外国から課された罰金を分割払したことによる利息の額（本件利息）を、それぞれ支払った事業年度の損金の額に算入して法人税の申告をしたところ、原処分庁が、本件各役員給与は過去の職務執行の対価であることから事前確定届出給与に該当せず、また、本件利息は罰金に相当するものに該当するから、いずれも損金の額に算入できないとして、法人税の更正処分をしたのに対し、請求人が、原処分の全部の取消を求めたものです。

### <審判所の判断>

審判所では、次のとおり判断し、本件各役員給与及び本件利息を損金の額に算入することを認めました。

#### 1. 本件各役員給与は事前確定届出給与に該当するか否か

請求人は、定時株主総会と同日開催の取締役会において、その定時株主総会の日を開始する職務執行期間（当職務執行期間）における職務執行の対価として本件各役員給与の支給を決定し、法人税法施行令第69条《定期同額給与の範囲等》第4項第1号に規定する決議をしたものと認められる。そして、各取締役は定時株主総会で選任（再任）され、同日から職務の執行を開始したと認められるところ、請求人は上記決議をした日から1月以内に本件各届出書を提出しているから、同条第4項に規定する届出期限までに所定の届出をしたものと認められる。

原処分庁は、本件各役員給与の支給額は過去の職務執行期間の業績を考慮して算定されていることなどから、本件各役員給与は過去の職務執行の対価である旨主張するが、請求人の取締役会は、当職務執行期間における職務執行の対価として、本件各役員給与の支給額や支給時期を決定したと認められるのであって、過去の職務執行期間の業績等は、請求人が具体的な報酬等の額を決定するための指針ないし参考情報にすぎないから、本件各役員給与は、過去の職務執行の対価として決定していたということとはできない。

本件各役員給与については、法人税法施行令第69条第4項に規定する届出期限までにその定めの内容に関する届出がされ、その届出内容どおりに支給されたと認められる。また、本件各役員給与は、その支給時期が7月及び1月であるから、定期同額給与に該当せず、業績連動給与にも該当しないから、本件各役員給与は、事前確定届出給与の各要件を充足すると認められる。

#### 2. 本件利息は罰金等に該当するか否か

本件利息については、請求人の行為に対して刑罰として課されたものと認めるに足る根拠を見いだせず、本件利息は我が国でいう罰金又は科料に相当するものとは認められないから、法人税法第55条（令和3年改正前）第4項第1号に規定する「外国又はその地方公共団体が課する罰金又は科料に相当するもの」に該当するということができない。

原処分庁は、法人税法第55条第4項第1号及び法人税基本通達9-5-9《外国等が課する罰金又は過料の範囲》の趣旨からすれば、刑事訴訟手続を経て課されたものは全て罰金に相当する旨主張する。しかしながら、法人税法第55条第4項第1号が「外国又はその地方公共団体が課する罰金又は科料に相当するもの」と限定的に規定している趣旨を踏まえると、刑事訴訟手続を経たものであっても、その支払の原因となった行為に対する刑事上の制裁としての性格が認められない場合、すなわち刑罰として課されるものとは認められない場合には、同号の罰金等には該当しないと解すべきである。

……（税法データベース編集室 依田孝子）

◇以上の裁決について詳細（全文・A4判20頁）が必要な方は、送料実費とも2,500円（税抜）で頒布しますので下記あてご一報ください。